

公益財団法人観音霊苑定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人観音霊苑と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会生活の急激な変化、多様化に対応して、変容する都市機能の重要な一翼を担う墓地の近代的かつ清潔な経営を通じ、墓地政策に協力し地域社会の発展に貢献するとともに祭祀を通じて公衆衛生の確保及び社会一般大衆の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地の造成を行う事業
- (2) 墓所の貸付を行う事業
- (3) 墓地の維持管理を行う事業
- (4) 納骨堂の設置及び無縁仏の祭祀
- (5) 墓参者の利便向上のための事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行い、その方法は理事会の議決を経て定める財産

管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の欠格事由)

第12条 次に掲げる者は、本財団の評議員となることができない。

(1) 一般社団法人・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 一般社団法人・財団法人法第65条第1項3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益法人認定法第6条第1号に該当する者

(4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の解任及び地位の喪失)

第13条 本財団の評議員の解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。但し、本定款第12条に該当するに至ったとき、自動的に本財団の評議員としての地位を喪失する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員の報酬は、評議員会で決定した総額500,000円の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、評議員会において定める。

4 第1項に定める支給基準（役員報酬規程）は、公表するものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 20 条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議等の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項

の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員から選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第 24 条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の欠格事由)

第 27 条 次に掲げる者は、本財団の役員となることができない。

- (1) 一般社団法人・財団法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団法人・財団法人法第 65 条第 1 項 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益法人認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の地位の喪失)

第 28 条 本財団の役員は、本定款第 27 条に該当するに至ったとき、自動的に本財団の役員としての地位を喪失する。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 33 条 常勤理事及び常勤監事の報酬に対しては、評議員会において別に定める総額の上限の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給基準（役員報酬規程）により、理事は理事会決議で、監事は監事協議において決定した報酬を支給することができる。

2 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準（役員報酬規程）により、報酬として支給することができる。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

4 前 3 項に関する必要な事項は、評議員会において定める。

（顧問）

第 34 条 この法人に、任意の機関として、2 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

（1）理事長の相談に応じること。

（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 36 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第 38 条 理事会の議長は、理事長とする。

（決議）

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

（報告の省略）

第 41 条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

（理事会規則）

第 43 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 44 条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解 散）

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 48 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 10 章 事務局

（事務局）

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

第 11 章 補則

（委 任）

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

附則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事	高野 正夫
	荒 光男
	古田 渉
	高倉 清隆
	和田 力
	松田 忠男
	畠山 五郎

監事 井内 敏樹
 石澤 勲

- 4 この法人の最初の理事長は、高野 正夫とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

 山内 和夫
 中里 隆吉
 高野 美代子
 島田 光博
 工藤 一夫
 高松 隆夫
 中山 稔

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土 地	（１）観音像建立敷地 330 ㎡ 旭川市神居町富沢 409 番地 90
	（２）礼拝堂管理事務所用地 5,319 ㎡ 旭川市神居町富沢 409 番地 3,4,91,92,93,97
	（３）公園・管理作業倉庫・管視人棟底地・駐車場 22,221 ㎡ 旭川市神居町富沢 405 番地 1 外 13 筆
	（４）資材置場・駐車場用地 5,519 ㎡ 旭川市神居町富沢 410 番地 8 外 16 筆
	（５）永代貸付墓所区域 168,066 ㎡ 旭川市神居町富沢 402 番地 2 他
	（６）公園 13979.25 ㎡ 旭川市神居町富沢 409 番地 1 外 6 筆
	（７）森林 4309 ㎡ 旭川市神居町富沢 385 番地 10、11
定期預金	旭川信用金庫 神楽支店 27,070,000 円
投資有価証券	利付国庫債券 日本国債 50,000,000 円（額面）